

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

令 和 7 年 2 月 14 日

国頭村長

市町村名 (市町村コード)	国頭村 (473014)
地域名 (地域内農業集落名)	佐手・謝敷・辺野喜・宇嘉地域 (佐手・謝敷・辺野喜・宇嘉土地改良区)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月10日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、農振農用地区域の土地改良区内にあり、サトウキビ、園芸作物、畜産、観葉植物がおもに栽培されています。

【基盤整備事業】

老朽化したかんがい施設の更新を検討する必要がある。

以前整備されていた門扉に係る予算確保等を図って整備する必要がある。

【農業協同組合等の農業支援サービス・農業作業の委託】

営農意欲を衰退させないよう関係機関と連携し対策を講じる。

【鳥獣被害】

鳥獣による被害が多い地域であり、対策を強化する必要がある。

【スマート農業】

ほ場の立地条件を生かした農家の労働力の軽減を図るスマート農業を検討したい。

【畑地化・輸出】

輸出を検討しているが距離的に遠方にあることから運搬経路輸出先の安定的な需要に対応する必要がある。

【果樹等】

労働者の不足であるがまずは住居をどのように確保していくか。

【保全・管理】

農地、農道及び農業施設の保全管理の徹底を図る。

【施設管理】

農道の舗装整備を図るため、農地耕作条件改善事業、農業基盤整備促進事業など関係機関と協議のうえ調整する。

【耕畜連携】

畜産農家との話し合いのなかで耕畜連携の取り組みを検討する。

【その他】

加工施設の整備や研修施設が必要な地域であることと
今後の労働力、働き手の確保が必要である。

宇嘉地区において組合組織を検討してはどうか。

【地域の基礎的データ】

主な作物:サトウキビ、園芸作物、畜産、観葉植物

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域における農業の在り方については担い手への農地の集積・集約化を進め、さらに農作業の効率化を図ります。また、利用者のいない農地については地域内外から農地を利用する者を確保し、担い手への農地の集約化に配慮しつつ、必要な条件整備を実施し、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	98.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	98.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の土地改良区内のサトウキビ、園芸作物及び畜産、観葉植物が比較的多く栽培されている農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
地区での後継者や新規就農者がいない場合には、入作を希望する認定農業者などの地区外からの受け入れを促進する。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
将来の経営農地の集約化を目指し、再生可能な農地の所有者は原則的に農地中間管理機構に貸し付ける意向を促して、その農地を地域の担い手又は農業を担う者が活用できるようにする。
(3) 基盤整備事業への取組方針
農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため関係機関との協議のうえ、基盤整備に取り組む。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外からの多様な経営体が地域計画区域内で農地を活用したい意向があれば、沖縄県やJAと連携し、地域の意向に沿った農業が出来るよう支援を行う。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
園芸作物の栽培管理等、収穫作業については高齢化等により出来なくなる農家が増加するため、栽培管理及び収穫支援サービス事業者による、農作業を委託することを検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒	①鳥獣被害防止対策	☒	②有機・減農薬・減肥料	☒	③スマート農業	☒	④畑地化・輸出等	☒	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☒	⑦保全・管理等	☒	⑧農業用施設	☒	⑨耕畜連携等	☒	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣被害が拡大しないよう防止柵の設置を推進すると共に防鳥ネットによる鳥獣害対策又は電気柵等の設置状況、捕獲体制の構築又は、狩猟免許の取得に向けた取り組むを行う。
- ②減農薬の推進に努める。
- ③農家の集約化をに組み、機械導入によるスマート農業を推進していく。
- ④輸出を検討しているが遠距離にあることから運搬経路または輸出先の安定的な需要確保を構築する必要がある。
- ⑤労働者の不足であるが住居をどのように確保するか地域と連携した住まいづくりに努める。
- ⑦多面的機能支払交付金事業により農道の適正な維持管理に努める。
- ⑧農道の舗装整備を図るため、農地耕作条件改善事業、農業基盤整備促進事業など関係機関と協議のうえ取り組む。
- ⑨耕種農家と畜産農家との話し合いや、調整を進め環境負荷軽減や生産コストの低減を図る耕畜連携に取り組む。
- ⑩加工施設の整備や研修施設が必要であり今後の労働力働き手の確保に努める。